消流雪用水に係る新潟県からの是正指示について

当社は、本年4月に国土交通省北陸地方整備局に対して、消流雪用水利使用の適正性に係る点検結果について報告いたしましたが、その後、新潟県管理河川から取水している消流雪用水についても適正性に係る自主的な点検を行い、本年8月までに新潟県河川管理課に報告いたしました。本日、その自主点検報告に関して、新潟県より消流雪用水使用に係る不適切な状態を是正するように指示を受けました。関係の皆さまには、ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

以下、新潟県へ報告いたしました点検結果、改善策および再発防止策について、お知らせいたします。

点検結果、改善策および再発防止策について

新潟県へ報告いたしました点検結果、改善策および再発防止策について、別表に示します。

新潟県管理河川に関する水利使用の適正性に係る点検結果、改善策および再発防止策について

1.今回新潟県より不適切な状態を是正するように指示を受けた箇所: 11箇所

·在来線 上越線 越後湯沢、石打、六日町

信越本線 妙高高原、新井、高田、黒井、塚山、北長岡

飯山線 十日町

・新幹線 上越新幹線 八ケ江取水基地

2 . 点検結果

- ·			
不適切な事象	具 体 的 な 内 容	改善策	再発防止策
1.水利権の許可なしに取水して	昭和 54 年から設置されている取水施設について、水利権許可申請手続きが不備であるまま、取水していた。	水利権の許可を受けるための手続きを行う。	
いたもの	(塚山 1箇所)		
2.取水量計算プログラムへの上	流量計データの上限値設定をしていた。 (八ケ江取水基地 1箇所)	設定されたプログラムを削除する。	
限リミッター設定	・配管内の空気の影響による圧力変動など、ノイズの除去が目的。		
	・平成6年の制御装置の更新時に設定。		
	平成6年以降の取水データを調査したところ、許可取水量を超えた取水は行っていなかった。		
3.目的外利用	新幹線散水消雪用水の一部を雑用水に利用していた。 (八ケ江取水基地 1箇所)	雑用水に利用できる設備を廃止する。	
(一部雑用水·散水利用)	八ケ江取水基地と接続する消雪基地 9基地		
	・手洗い等に利用していた。 (現在は使用禁止としている)		信濃川発電所の不適切事象に係る
			再発防止策に加えて消雪用水等に
	在来線流雪溝用水の一部を分岐器、踏切等の散水消雪に利用していた。	水利権の変更手続きを行う、または設備を廃止	関して、
	(越後湯沢、石打、六日町、妙高高原、新井、高田 6箇所)	する。	
			業務マニュアルの整備
		ナマのとはのではませんご	定期的な総点検
4.無許可工作物設置(除塵機等)	河川区域に許可されていない工作物が設置されていた。 (高田、妙高高原 2箇所)	存置のための手続きを行う。	
	・除塵機、除塵機屋根、転落防止柵、看板の許可申請がされていなかった。 (高田)		を実施する。
	・平成 11 年の河川改修時に取水設備が変更されたが、その後変更申請手続きが未実施であった。(妙高高原)		
	平成17年におゾブを小型(能力)のものに取替えた際に承観手続きを行っていなかった。 (黒井1箇所)	144-7-144-1-1-	
5.廃止した取水施設の未撤去	平成 14 年に廃止した取水施設を、そのまま存置していた。 (北長岡 1 箇所)	施設を撤去する。	
6.許可条件不履行(取水量報告	流雪溝用水を取水した際の取水量について、取水日毎の取水量の報告を行っていなかった。 (十日町 1箇所)	取水量の報告を行う。	
の未提出)			

太字の事象については、前回(8月27日)のプレス発表(県 中間発表)時点において新潟県にご相談していた事象で、その後、新潟県のご指導を受けて調査等を進め、今回、追加となった箇所である。 太字以外の事象については、前回(8月27日)に発表済みである。